

# 学校いじめ防止基本方針

(いじめの防止等のための基本的な方針)

坂東市立七重小学校

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| はじめに（根拠）                              | 1  |
| 第1 いじめの防止対策の基本的な方向                    | 1  |
| 1 目的                                  | 1  |
| 2 いじめの定義                              | 1  |
| 3 いじめ防止の基本理念                          | 1  |
| (1) 基本理念                              | 1  |
| (2) いじめの禁止                            | 2  |
| (3) 学校及び職員の責務                         | 2  |
| (4) コンプライアンス（法令村守）                    | 2  |
| 第2 いじめ防止対策の内容                         | 2  |
| 4 学校いじめ対策組織                           | 2  |
| (1) 名称                                | 2  |
| (2) 組織                                | 2  |
| (3) 役割                                | 2  |
| 5 未然防止のための取組                          | 2  |
| (1) 授業、学級活動及び学校行事（魅力ある学校づくり）          | 2  |
| (2) 道徳教育及び人権教育の充実                     | 3  |
| (3) 教育相談の個別相談                         | 3  |
| (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応          | 3  |
| (5) いじめが生まれる背景と指導上の注意                 | 3  |
| 障害がある児童や帰国子女及び外国籍の児童、転校生などへの配慮        |    |
| 6 早期発見のための取組                          | 4  |
| (1) 学級担任等の取組                          | 4  |
| (2) 生徒指導担当教員の取組                       | 4  |
| 7 早期解消に向けた取組                          | 4  |
| 8 関係諸機関との連携                           | 6  |
| 9 教職員研修の充実                            | 6  |
| 10 重大事態への対処                           | 7  |
| (1) 重大事態の規準・基準（生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき） | 7  |
| (2) 重大事態への認識                          | 7  |
| (3) 重大事態が発生した場合の対応                    | 7  |
| (4) 調査について                            | 7  |
| 11 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の見直し            | 9  |
| 12 その他                                | 9  |
| いじめ問題への対応マニュアル                        | 10 |

# 学校いじめ防止基本方針

坂東市立七重小学校

## はじめに

坂東市立七重小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実状に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

## 第1 いじめの防止対策の基本的な方向

### 1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。喧嘩は除くが、外見的には喧嘩のようにも見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性を見極めが必要である。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

具体的ないじめのよう態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 いじめ防止の基本理念等

#### (1) 基本理念

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- (2) いじめの禁止  
児童は、いじめを行ってはならない。(第4条)

(3) 学校及び職員の責務  
(責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。(第8条)

(基本姿勢)

- ① いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発見を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- ③ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ④ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

(4) コンプライアンス(法令遵守)

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめ防止等のための基本方針を受けて策定した、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期解決に向けての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

## 第2 いじめ防止対策の内容に関する事項

### 4 学校いじめ対策組織

- (1) 名称 坂東市立七重小学校いじめ対策委員会

(2) 組織

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、養護教諭、学級担任、特別支援教育コーディネーターからなる校内組織を設置する。

- 毎月、運営委員会で方針の確認、職員会議で児童の実態を共有し、危機意識をもった対策を図る。
- 学校基本方針の策定
- 日常的な業務についての協議(運営委員会、職員会議時に対応する。)
- いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議
  - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、当該担任、関係学年担当、その他必要に応じて人員を組織する。

<家庭や地域、関係機関と連携した組織>

- ・ 七重小学校PTA本部役員会・全体役員会・総会、七重分館会議

(3) 役割

本組織は、具体的に以下の役割を果たす。

- ① 学校経営方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録共有を行う役割。
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ⑤ 重大事態発生時には、市教育委員会等関係機関と連携して対応。

### 5 未然防止のための取組

- (1) 授業、学級活動及び学校行事(魅力ある学校づくり)

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり(心の居場所のある学校・学級づくり、絆づくり:人間関係形成能力の育成)に努める。
- ② わかりやすい授業を行う。授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、児童が主役となり活躍できる場を設定する。

- ③ いじめ防止のメッセージや標語の作成、異学年交流のパワーアップ七重っ子の活動を通して、いじめのない優しさのある社会をつくるという意識やを醸成していく。

(2) 道徳教育及び人権教育の充実

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ③ 元氣なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ④ 人権教育  
学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
  - ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
  - ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合えるようにする。
  - ・ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
  - ・ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、話し合うなどの取組を行う。
  - ・ 発達段階に応じて、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(3) 教育相談と個別相談

- ① いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。
- ② 定期的に行う児童との個別面談の際にも、児童自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用することにより、教育相談体制を整える。

(4) インターネットや携帯端末、SNS等を利用したいじめへの対応

- ① 情報モラルに関する研修会の実施（児童向け、保護者向け）

(5) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりと人間関係づくりを進めていく。  
学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。  
また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。  
なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、普段から言動と指導の在り方には細心の注意を払う。  
教職員は、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。そのような認識は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。
- ② 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。  
また、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ③ 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ④ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員が正しい理解の促進を行い、学校として必要な対応について周知する。
- ⑤ 各種感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるように支援する。

感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと、見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こることについて正しく理解するとともに、児童が正しい情報に基づき、適切な行動がとれるよう、発達段階を踏まえた指導を工夫する。

また、差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であることについて、組織的で継続的な指導を行う。

- ⑥ 転校生については、学校や生活の環境の変化から、学習や生活人間関係などの不安を抱くことを前提に、学級での居場所づくりや絆づくり、学習への不安が解消するように支援を行うとともに継続的な見守りをする。

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## 6 早期発見のための取組

### (1) 学級担任等の取組

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。保護者や地域の方からの通報・うわさ等についてもアンテナを高く保つ。＊疑わしいものは事実を確認する。
- ② 休み時間・放課後の児童との雑談や相談、日記等を活用し、本人からの訴えや交友関係の悩み、周囲からの情報から把握する。

### (2) 生徒指導担当教員の取組

- ① 定期的なアンケート調査（月1回、各学級）やチェックリストの活用（学期1回、各学級）、孤立児童の調査、保健室へ来る子の調査、Q-Uテスト結果などを計画的に活用できるように取り組む。

定期的なアンケートは、いじめ発見という趣旨とともにいじめ防止の取組の検証の機会とする。

## 7 早期解消に向けた取組

- ・ いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

※ 学校事故等における危機管理マニュアル「いじめ問題への対応」

### (1) 対応

#### ① 初期対応

＊特に外部からの訴えの場合は、内輪でこそそこそとした対応はしない。

#### ② 発見者の対応 ＊管理職等へは、その日のうちに報告できるようにする。

◇実態の掌握（現任の場合はすぐに実施）を行った上で、担任に報告

- いつ（いつから）
- どこで
- 誰が（被害者・加害者）
- 何をした、された（している、されている）

### (2) いじめかどうか判断が難しい場合

念のため、担任・学年主任→管理職への報告

### (3) 報告後の対応 ＊24時間以内にいじめ対策委員会を開き、対応方法を協議する

※該当職員と管理職で対応を協議する（いじめかどうかの判断も含めて）。

- いつまでに
- 誰が
- 何をするのか

※ 訴えた人（児童及び保護者・情報提供者）へ進捗状況を報告する。

※ いじめ解決の判断 ＊校長は最後まで見届け、終末まで確認する。

### (4) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせ

る措置を講ずる。

- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び境警察署等と連携して対処する。

#### <被害者への対応>

- ① いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。
- ② 児童の表面的な変化から解決した判断せず、支援を継続していく。
- ③ 担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ④ いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
- ⑤ 学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ⑥ 自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励ます。
- ⑦ いじめ加害者との今後の接し方等、行動の行方を具体的に指導する。
- ⑧ 学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝え、いつでも相談できる体制にあることを確認する。
- ⑨ 面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ⑩ 授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

#### <加害者への対応>

- ① いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ② 自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。
- ③ 加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ④ 嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ⑤ 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ⑥ いじめは決して許されないことに気付かせ、責任転嫁することを許さない。
- ⑦ いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ⑧ 不平不満、いらだつ気持ちを聴き取る。
- ⑨ 事実が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて学校は、出席停止の手続きについても検討する。
- ⑩ 生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ⑪ 授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。

#### <観衆、傍観者への対応>

- ① いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していく。
- ② いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ③ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ④ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受けとめさせる。
- ⑤ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ⑥ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ⑦ いじめの発生の誘引となった集団の行動や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ⑧ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ⑨ 聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように

できるだけ短時間で行う。

- ⑩ 聴き取った内容の記録を確実に行う。
- ⑪ 聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

#### <いじめを受けた児童の保護者との連携>

- ① 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確伝える。家庭訪問は、内容確認等の漏れがないように複数で行う。
- ② 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等についての情報提供を受ける。
- ④ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑥ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば、児童を必ず守る旨を伝える。
- ⑦ 「お子さんに問題があるからいじめに遭う」などの誤った発言をしないようにする。
- ⑧ 電話で簡単に対応することがないようにする。

#### <いじめた児童の保護者との連携>

- ① 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を指導の経過とともに伝えその場で子どもに内容に違いがないかどうか確認をする。
- ② 相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ③ 指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を深める。
- ④ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を判したりする保護者に対しては、改めて事実と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- ⑥ 保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。
- ⑦ 保護者の不安や子育ての悩みについては、教職員が相談を聞くとともに専門的知識及び経験を有するスクールソーシャルワーカー等を紹介する。

## 8 関係諸機関との連携

- ・ 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当で連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- ・ 教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。

市教育委員会    市家庭児童相談員    民生委員・主任児童員  
市要保護生徒対策地域協議会    筑西児童相談所    境警察署生活安全課

## 9 教職員研修の充実

- ・ いじめ問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

## 10 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
※相当の期間とは30日程度、本校では連続欠席2日で担任による家庭訪問実施

### (1) 重大事態の規準・基準（生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき）

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害（骨折など）を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

### (2) 重大事態への認識

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び校長の判断で重大事態と認識する。

### (3) 重大事態が発生した場合の対応

重大事態が発生したときには、速やかに市教育委員会に報告するとともに指導を受け、校内及び市の設置する組織による事実調査と背景調査、校内指導状況の調査を行う。調査の内容は、生徒指導主事又は教頭がまとめる。また、調査資料は児童への聞き取りのメモも含めて裁判等の資料になる。

対応については、いじめ対策委員会を12時間以内に開催し対応の方針・内容を決める。

緊急時いじめ対策委員会開催に時間がかかる場合は、学校長の判断でいじめ対策委員会の必要な教職員を招集し、事実の共有及び対応について確認する。

教育委員会へは、校長（不在時は教頭）が第一報を入れる。

保護者・地域・プレス等の外部への窓口は、教頭を窓口とする。

いじめ対策委員会は、下記の対応を行う。

### (4) 調査について

- ① 調査主体をどこに設置するかは、坂東市教育委員会と相談をする。
- ② 学校が主体になる場合でも調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
- ③ 事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童又はその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に並行して、市の調査を要望していることを教育委員会に伝える。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図れるようにする。
- ④ 学校は、そのいじめ事案が校内で発生又は、理由や背景が校内にあると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。  
調査を行う組織については、教育委員会の了解のもと校長がいじめ対策委員会とは別に定める。

組織は、いじめ調査委員会とし、委員には校内職員以外にメンバーを入れる。

例えば、PTA代表や学校評議員、地域の代表、学校医等

### ⑤ 調査及び対応の内容

- ・ 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの境警察署と連携する。
- ・ いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに境警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 教育委員会の指示を受けて懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ・ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ・ いじめ対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

### ⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網

- 羅的に明確にする。
- イ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
- ウ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- エ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- オ いじめられた児童に対しては、自情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- カ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- キ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行っていく。
- ⑦ 自殺の背景調査における配慮事項
- ア 児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の合意のもと遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- イ 背景調査にあたり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- エ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- オ 詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- カ 調査背景においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- キ 情報発信、報道対応については、プライバシーへ配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。
- ク 初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。
- ⑧ 調査結果の提供及び報告
- ア 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- イ これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ウ 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- ⑨ その他
- 自殺した児童がいじめがあったことをメッセージとして残したり、自殺未遂した児童が自殺の理由としていじめがあったことを訴えたりする場合は、児童及び保護者や遺族の心情に寄り添い、自殺又は自殺未遂した児童からの「いじめがあったことで自殺した」という訴えの内容から「自殺といじめの関係が全くないとは言えないこと」「いじめ調査委員会で調査を行うこと」「自殺した児童又は自殺未遂した児童の心を今後も一番に大切にすること」などを保護者に伝える。また、自殺した児童の保護者又は、自殺未遂した児童の保護者に、調査内容等について了解を得ながら調査を進めていくことを伝えることで保護者と一緒に今後の対応ができる関係を大切にする。
- 自殺した事実を他の児童や保護者に伝える方法、告別式式場や学校周辺での児童への報道機関からの取材への対応などについては、教育委員会及び境警察署（刑事課）などと連携をして、指導・助言を受けて判断をする。必要に応じて、警察署員の告別式式場への派遣を依頼する。

学校が通常通り、教育活動ができるようにするための学校再開に向けた取り組みは、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防：第5章 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」（平成21年3月文部科学省）を参考にする。

## 11 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の見直し

- ・ いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

## 12 その他

### (1) 関連法案等

いじめ防止対策推進法（平25年6月28日公布）

いじめ防止対策推進法（平29年4月1日附則施行）

茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和2年4月1日施行）

文科省いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）

茨城県いじめ防止基本方針（平26年3月）

坂東市いじめ防止基本方針（平26年6月25日）

文科省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）

茨城県いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月）

茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和元年12月25日）

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

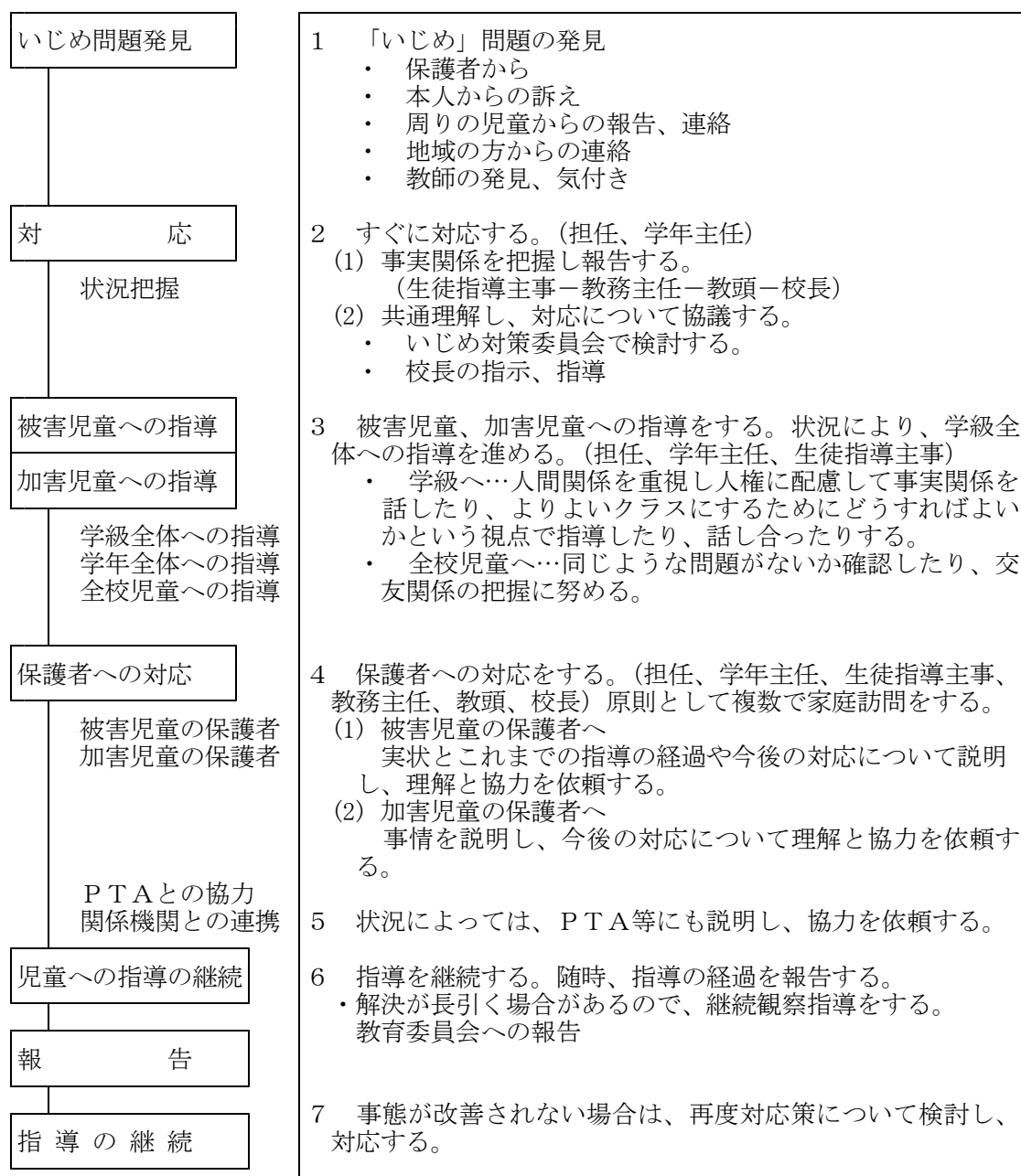
（令和6年9月13日付け高教第1577号）

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

（令和5年2月14日付け義教第2473号）

※ 令和7年4月 一部見直し

# いじめ問題への対応マニュアル



## 重大事態発生時の連絡体制

